

生食発 1016 第 1 号
平成 27 年 10 月 16 日
(最終改正：平成 29 年 3 月 17 日生食発 0317 第 19 号)

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

対ミャンマー輸出牛肉の取扱いについて

標記については、ミャンマー政府との協議の結果、別紙のとおり「対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係事業者に対して周知及び御指導いただくとともに、当該要綱に基づく運用について遺漏のないよう御配慮願います。